|  |  |
| --- | --- |
| 発行可能株式総数 | 10000株 |
| 発行済株式の総数並びに種類及び数 | 発行済株式の総数　普通株式3000株 |
| 資本金の額 | 9000万円 |
| 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式内容 | 普通株式　5000株  優先株式　5000株  １．剰余金の配当  　当会社は、優先株式の株主又は優先株式の登録株式質権者に対し、毎事業年度の末日において配当すべき剰余金の中から、１株につき金3000円を普通株式に優先して支払う。  優先配当金の支払いが前項の優先配当額に達しないときは、同項の規定にかかわらず、その不足額を優先株式の株主等に対して配当しない。  １．議決権  　優先株主は、株主総会において議決権を行使することができない。  １．種類株主総会の決議を要しない旨の定め  　当会社が会社法第３２２条第１項２号から１３号に掲げる行為をする場合には、優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 |
| 株式の譲渡制限に関する規定 | **当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を得なければならない。**  ただし、当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては、当会社が承認したものとみなす。 |